

青森県報

号外第五十一号

平成二十一年
六月二十六日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	五
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
道路の区域の変更	(道路課)	六
道路の供用の開始	(同)	七

出先機関

土地改良事業施行協議の適当の決定……………(三八地域局) ……七

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) ……七

告 示

青森県告示第四百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
八戸医療生活協同組合	八戸市南類家一丁目一七の二	多機能小規模生協みなみりけの家	八戸市南類家一丁目一六の一	平成三・一・一
有限会社アミリスポート	八戸市湊高台七丁目二六の六	有限会社アミリスポートの丘センター	八戸市大字白銀一丁目一	三・四・三
特定非営利活動法人和生	和田市東三十二番二六の三	セイタービル生きたい十和田	十和田市大字三本木字一本木沢九〇の六	三・四・一

青森県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		名 称	所 在 地	指 定 日
	主たる事務所の所在地	介護予防の種類			
有限会社フアミリーサポート	八戸市湊高台七丁目二六の六	介護予防通所介護	有限会社フアミリーサポートテレサの丘サービスセンター	八戸市大字白銀の町一	平成 三・四・三
有限会社くろはん	八戸市城下一丁目七の九	介護用具貸与	有限会社くろはん	八戸市城下一丁目七の九	三・四・一
社会福祉法人峰寿会	五所川原市金木町朝日山三五三の八	介護予防認知症対応生活型介護	グループホームゆりの家	五所川原市金木町芦野二〇〇の二四二	"
特定非営利活動法人和生	十和田市東二番町二六の三	介護予防通所介護	デイサービスセンター和生	十和田市大字三本木字一本木沢九〇の六	"

青森県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者		名 称	所 在 地	指 定 日
	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所			
有限会社ハーベスト	弘前市大字小比内一丁目一七	ハーベスト居宅介護支援事業所	弘前市大字小比内一丁目一七	平成 三・五・一	
医療法人社団豊仁会	八戸市石堂一丁目一四の一四	つくし居宅介護支援事業所	八戸市柏崎一丁目一〇の一〇	"	

青森県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特定福祉用具販売事業者		名 称	所 在 地	指 定 日
	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所			
有限会社くろはん	八戸市城下一丁目七の九	有限会社くろはん	八戸市城下一丁目七の九	平成 三・四・一	

青森県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社くろはん	八戸市城下一丁目七の九	有限会社くろはん	八戸市城下一丁目七の九	平成 三・四・一
----------	-------------	----------	-------------	-------------

青森県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	株式会社ケアライフ青森	八戸市立長生園デイサービスセンター	青森市卸町三の五	居宅介護事業者	名称
八戸市根城八丁目八の一五	青森市卸町三の五	八戸市立長生園デイサービスセンター	青森市卸町三の五	主たる事務所所在地	名称
通所介護	訪問介護	八戸市立長生園デイサービスセンター	青森市卸町三の五	居宅介護の種類	名称
八戸市大字是川字狹森三三三	青森市卸町三の五	八戸市立長生園デイサービスセンター	青森市卸町三の五	居宅介護事業所	所在地
三・四・一	平成 三・四・四	八戸市立長生園デイサービスセンター	青森市卸町三の五	変更年月日	変更年月日

青森県告示第四百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	株式会社ケアライフ青森	八戸市立長生園デイサービスセンター	青森市卸町三の五	介護予防事業者	名称
八戸市根城八丁目八の一五	青森市卸町三の五	八戸市立長生園デイサービスセンター	青森市卸町三の五	主たる事務所所在地	名称
介護通所予	介護訪問予	八戸市立長生園デイサービスセンター	青森市卸町三の五	介護予防の種類	名称
八戸市大字是川字狹森三三三	青森市卸町三の五	八戸市立長生園デイサービスセンター	青森市卸町三の五	介護予防事業所	所在地
三・四・一	平成 三・四・四	八戸市立長生園デイサービスセンター	青森市卸町三の五	変更年月日	変更年月日

青森県告示第四百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

青森県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

"	平川市	名称	居宅介護事業者
	山二五の六	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
"	平川市 山二五の六	名称	居宅介護事業者
	川診療所	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
"	平川市 山四七の一	名称	居宅介護事業者
	三・五二	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
"	平川市 山二五の六	名称	居宅介護事業者
	川診療所	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
"	平川市 山四七の一	名称	居宅介護事業者
	三・五二	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
			休 月 日 止

青森県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

平川市	名称	介護予防事業者	
	山二五の六	主たる事務所の所在地	
平川市 山二五の六	名称	介護予防事業者	
	川診療所	主たる事務所の所在地	
平川市 山四七の一	名称	介護予防事業者	
	三・五二	主たる事務所の所在地	
			休 月 日 止

"
"
介護予防 居宅療養 管理指導
"
"
"

青森県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社わかば	名称	居宅介護支援事業者	
	二十番町二の二	主たる事務所の所在地	
株式会社わかば	名称	居宅介護支援事業者	
	二十番町二の二	主たる事務所の所在地	
株式会社わかば	名称	居宅介護支援事業者	
	二十番町二の二	主たる事務所の所在地	
			休 月 日 止

青森県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年七月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	川除木造線	つがる市木造川除醒貝一五から つがる市木造川除栄盛二二五の三まで	前 後	敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	一〇八・〇〇メートルから 一〇〇・〇〇メートルまで	一三五・〇〇メートル	
				後	一〇八・〇〇メートルから 一〇〇・〇〇メートルまで	一三五・〇〇メートル	
				後	一三・二〇メートルから 一三・〇〇メートルまで	一四六・二〇メートル	

青森県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年七月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 川除木造線	つがる市木造川除醒貝一五から つがる市木造川除栄盛二二五の三まで	平成三・六・二六

出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、五戸町が行う五戸台地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同

法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年六月二十九日から同年七月二十七日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年六月二十六日

青森県警察本部長 石 川 威 一 郎

一 物品等の名称及び数量

- 一 IC 運転免許証導入機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十一年六月十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 契約金額
八百三十九万三千七百円
- 七 随意契約の理由
一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定を適用したものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積もりをした者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成二十一年四月二十四日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭